○文部科学省告示第四十九号

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年文部科学省・環境省令第一号）第二条第十三号、第三条の表第一号から第四号まで、第五条第一号及び別表第一第一号くの規定に基づき、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十六日　　文部科学大臣　下村　博文

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件の一部を改正する告示

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件（平成十六年文部科学省告示第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第１（第１条関係）

区　分	名　　称	宿主及びベクターの組合せ
１　Ｂ１	⑴　ＥＫ１	*Escherichia coli* K12株、B株、C株及びW株又はこれら各株の誘導体を宿主とし、プラスミド又はバクテリオファージの核酸であって、接合等により宿主以外の細菌に伝達されないものをベクターとするもの（次項⑴のＥＫ２に該当するものを除く。）
	⑵　ＳＣ１	*Saccharomyces cerevisiae*又はこれと交雑可能な分類学上の種に属する酵母を宿主とし、これらの宿主のプラスミド、ミニクロモソーム又はこれらの誘導体をベクターとするもの（次項⑵のＳＣ２に該当するものを除く。）
	⑶　ＢＳ１	*Bacillus subtilis* Marburg168株、この誘導体又は*B. licheniformis*全株のうち、アミノ酸若しくは核酸塩基に対する複数の栄養要求性突然変異を有する株又は胞子を形成しない株を宿主とし、これらの宿主のプラスミド（接合による伝達性のないものに限る。）又はバクテリオファージの核酸をベクターとするもの（次項⑶のＢＳ２に該当するものを除く。）
	⑷　*Thermus*属細菌	*Thermus*属細菌（*T. thermophilus*、*T. aquaticus*、*T. flavus*、*T. caldophilus*及び*T. ruber*に限る。）を宿主とし、これらの宿主のプラスミド又はこの誘導体をベクターとするもの
	⑸　*Rhizobium*属細菌	*Rhizobium*属細菌（*R. radiobacter*（別名*Agrobacterium tumefaciens*）及び*R. rhizogenes*（別名*Agrobacterium rhizogenes*）に限る。）を宿主とし、これらの宿主のプラスミド又はRK2系のプラスミドをベクターとするもの
	⑹　*Pseudomonas putida*	*Pseudomonas putida* KT2440株又はこの誘導体を宿主とし、これら宿主への依存性が高く、宿主以外の細胞に伝達されないものをベクターとするもの
	⑺　*Streptomyces*属細菌	*Streptomyces*属細菌（*S. avermitilis*、*S. coelicolor*［*S. violaceoruber*として分類される*S. coelicolor* A3(2)株を含む。］、*S. lividans*、*S. parvulus*、*S. griseus*及び*S. kasugaensis*に限る。）を宿主とし、これらの宿主のプラスミド、SCP2、SLP1.2、pIJ101、アクチノファージϕC31の核酸又はこれらの誘導体をベクターとするもの
	⑻　*Neurospora crassa*	*Neurospora crassa*のイノシトール要求性株、分生子離脱変異株又は易水溶性変異株を宿主とし、これらの宿主のプラスミドをベクターとするもの
	⑼　*Pichia pastoris*	*Pichia pastoris*を宿主とし、この宿主のプラスミドをベクターとするもの
	⑽　*Schizosaccharomyces pombe*	*Schizosaccharomyces pombe*を宿主とし、この宿主のプラスミドをベクターとするもの
	⑾　*Rhodococcus*属細菌	*Rhodococcus erythropolis*又は*R. opacus*を宿主とし、pRE2895、pRE8428及びpTNRの核酸又はこれらの誘導体をベクターとするもの
２　Ｂ２	⑴　ＥＫ２	*Escherichia coli* K12株又はこの誘導体のうち、遺伝的欠陥を持つため特殊な培養条件下以外での生存率が極めて低い株を宿主とし、プラスミド又はバクテリオファージの核酸であって接合等により宿主以外の細菌に伝達されないもののうち、宿主への依存性が特に高く、他の細胞への伝達性が極めて低いものをベクターとするものであって、ベクターが移入された宿主の数が特殊な培養条件下以外において24時間経過後１億分の１以下になるものとして次に掲げるもの イ　χ1776を宿主とし、pSC101、pMB9、pBR313、pBR322、pBR325、pBR327、pDH24、pGL101、pHB1、YIp1、YEp2、YEp4、YIp5、YEp6、YRp7、YEp20、YEp21、YEp24、YIp25、YIp26、YIp27、YIp28、YIp29、YIp30、YIp31、YIp32又はYIp33をベクターとするもの ロ　DP50supF株、χ2447株又はχ2281株を宿主とし、λgtWESλB、λgtALOλB、Charon3A、Charon4A、Charon16A、Charon21A、Charon23A又はCharon24Aをベクターとするもの ハ　K12株を宿主とし、λgtZJvirλBをベクターとするもの ニ　DP50株を宿主とし、Charon3A、Charon4A、Charon16A、Charon23A又はCharon24Aをベクターとするもの
	⑵　ＳＣ２	*Saccharomyces cerevisiae*の*ste*-VC9変異株、SHY1、SHY2、SHY3又はSHY4を宿主とし、YIp1、YEp2、YEp4、YIp5、YEp6、YRp7、YEp20、YEp21、YEp24、YIp25、YIp26、YIp27、YIp28、YIp29、YIp30、YIp31、YIp32又はYIp33をベクターとするもの
	⑶　ＢＳ２	*Bacillus subtilis*のASB298株を宿主とし、pUB110、pC194、pS194、pSA2100、pE194、pT127、pUB112、pC221又はpAB124をベクターとするもの